熊本市・城南町合併協議会専門部会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、熊本市・城南町合併協議会規約(以下「規約」という。)第11条第 2項の規定に基づき、熊本市・城南町合併協議会(以下「協議会」という。)の専門部会 (以下「専門部会」という。)に関し必要な事項を定める。

(専門部会)

- 第2条 専門部会は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 議員専門部会
 - (2) その他協議会が必要と認めるもの

(所掌事務)

第3条 専門部会は、協議会から付託された事項について審議する。

(委員)

- 第4条 議員専門部会の委員は、熊本市及び城南町の議会がそれぞれ選出する議員をもって充てる。
- 2 専門部会の委員 (議員専門部会の委員を除く。) は、必要に応じて協議会の会長 (以下「会長」という。) が協議会の会議に諮って指名する。

(組織)

- 第5条 専門部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 2 部会長及び副部会長は、委員の互選による。
- 3 部会長は、会務を総理し、専門部会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 会議は、部会長が必要に応じ開催する。
- 2 会議は、専門部会の委員(以下「委員」という。)の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決 するところによる。

(会議への出席等)

第7条 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、説明、意見の開陳又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報告)

- 第8条 部会長は、専門部会における審議の経過及び結果について、会長に報告しなければならない。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、部会長に審議の経過の報告を求めることができ

る。

(庶務)

- 第9条 専門部会の庶務は、規約第12条に規定する協議会の事務局において処理する。 (その他)
- 第10条 この規程に定めるもののほか、専門部会の組織及び運営その他必要な事項は、 会長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成20年10月2日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に行われる専門部会は、第6条第1項の規定にかかわらず、会長が開催する。